

大和市コミュニティセンター10 会館 L E D 照明設備等賃貸借に係る

プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市では、地域脱炭素施策の一環として、公共施設の脱炭素化を図っています。その中で、本市公共施設に設置されている照明設備（蛍光管・蛍光器具）の多くは、設置から相当期間が経過しており、経年劣化による今後の維持管理が課題となっています。さらに国連「水俣条約」締約国会議により、2025年度に電球型、2027年に直管型蛍光灯の製造と輸出入を禁止することが国際的に合意されています。

こうしたことから、現在蛍光灯等を利用している大和市コミュニティセンター10館（公所、中央林間、緑野、深見北、草柳、深見南、柳橋、福田、上和田、下和田）において、LED照明への更新と設置した照明の保守・維持管理に係る事業を実施いたします。

実施にあたっては、価格のみではなく優れた企画力や運営力を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により審査を行います。審査の結果、最も優れている提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）は、市と協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。

なお、本プロポーザルは、本事業を実施する事業者を解除条件付きで公募するものであり、本事業が実施できなくなった場合は、提案を募集したことに留まり事業化されないこととなります。

2. 業務の概要

(1) 業務名： 大和市コミュニティセンター10 会館 LED 照明設備等賃貸借

(2) 業務の目的： 大和市コミュニティセンター10 館（公所、中央林間、緑野、深見北、草柳、深見南、柳橋、福田、上和田、下和田）の蛍光灯照明等を LED に更新し、保守及び維持管理を行う。

(3) 業務内容： 別添「業務説明書」のとおり。

(4) 履行期間： 協定締結日から、リース期間終了後の全設備の無償譲渡完了日までとします。
なお、各施設のリース期間は、リース料支払い開始月から 60 か月間とします。

3. 提案上限額：

87,280,000 円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む）

この金額は、業務内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

また、この金額は、市から事業者に支払う金額の総額であり、大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）による補助額と、リース期間中に支払うリース料を合わせたものです。

※ 補助金の要綱・要領等については、以下をご覧ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/24/K06_youkou.pdf

内訳は次のとおりです。

(1) リース料（補助金控除前）

リース期間中のリース料の総額を示してください。（消費税等を含む）

(2) 補助金の交付額 上限額：43,640,000円（消費税抜き）

本事業の補助金は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「交付金」という。）を活用しており、交付金の実施要領及び同「別表第1」に定められている対象経費（税抜き）、交付要件、補助率、補助額に基づき、工事費等を対象として、市から事業者に交付金が交付されます。工事費の内訳と併せて交付額を試算し、提案を行ってください。

※ 交付金の実施要領と「別表第1」については、以下をご覧ください。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#regulations2>

(3) リース料（補助金控除後） 上限額：43,640,000 円（消費税等を含む）

補助金の交付額を控除した後のリース期間中のリース料の総額を示したうえで、合計額（消費税等を含む）を示してください。

4. 候補者決定までの流れ

プロポーザルへの参加を申し込む者（以下、「参加申込者」という。）は、指定期日までに市に参加申込をし、市から参加資格有の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できます。

市から参加資格有の通知を受けた者（以下、「参加者」という。）は、指定期日までに市に技術提案書等を提出したのち、プレゼンテーションを行い、評価を受けます。

市は、評価の結果、評点が上位1位となった者を「最優秀提案者」、上位2位となった者を「次点提案者」として選定し、まず最優秀提案者と期間を定めて技術提案書の内容を元に契約締結に向けて具体的な条件等について交渉を行います。期間内に市と最優秀提案者の交渉が成立しない場合に市は次点提案者と交渉を行います。

個別の日程については、「15. 日程及び提出書類等」のとおりとします。

5. 評価委員会の設置

候補者選定に係る評価を実施するため、大和市コミュニティセンター10 会館 LED 照明設備等賃貸借に係るプロポーザル評価委員会設置要領に基づき、評価委員会を設置します。

6. 参加申込者の募集方法

本要領を公表し、広く周知をはかるものとします。なお公表は、つながり推進課ウェブサイトへの募集要領の掲載と「かながわ電子入札共同システム入札情報サービス」の「インフォメーション」へのつながり推進課ホームページ URL の掲載により行います。

7. 資格要件

単独企業による参加の場合は、次の(1)から(12)の要件全てを満たす必要があります。

また、複数企業の共同提案による参加の場合は、(13)の要件を満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (3) 大和市入札参加者名簿に営業種目「物件の借入れ」で登録された者であること又は技術提案書提出期限までに登録を得る見込みの者であること。
- (4) 参加申込書等の提出期限から契約締結日までの期間において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 2 年以内に銀行または手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1) による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1) による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (8) 大和市暴力団排除条例（平成 23 年大和市条例第 4 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。
- (10) 評価委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織でないこと。また、これらの組織に属していないこと。
- (11) 平成 30 年度から令和 6 年度までの期間において、リース事業による照明 LED 化の受注実績を、1 件以上を有すること。なお、実績は公共事業でなくても構わない。
- (12) 本業務を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。
 - ① 電気主任技術者（第三種以上・アスベスト対策有資格者）
- (13) 共同提案で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 代表構成員が申込者であり、かつ上記(3)及び(11)の要件を満たしていること。
 - ② 構成員が、単独企業として参加申し込みしていないこと。
 - ③ 構成員の全てが、上記(1)、(2)、(4)～(10)の要件を満たしていること。
 - ④ 構成員の全てが、大和市入札参加者名簿に登録された者であること又は技術提案書提出期限までに登録を得る見込みの者であること。
 - ⑤ 上記(12)の要件については、1 人以上が要件を満たしていること。

8. 提供資料

原則として、各施設について次の資料を、PDF ファイル方式にて提供します。

ただし、施設によって、全ての資料が存在しない場合があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 電気設備平面図・ 照明器具参考姿図・ 電灯分電盤結線図 |
|---|

上記資料の現物の閲覧を希望する場合や、その他の資料の閲覧を必要とされる場合は、つながり推進課にご連絡ください。

9. 質問・回答

質問のある場合は、次のとおり受付け、回答することとします。

- (1) 質問者は、つながり推進課ホームページより質問票をダウンロードし、必要事項を記載のうえ電子メールに添付してつながり推進課 (sk_tsuna@city.yamato.lg.jp)宛に送信してください。メールの件名は「大和市コミュニティセンター10 会館 LED 照明設備等賃貸借に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」としてください。受付期間は令和7年5月14日（水）17時までとします。

- (2) 質問に対する回答は、令和7年5月21日（水）17時までに、つながり推進課ホームページ (<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/44/communitycenter/24181.html>) で質疑とともに公開します。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質問については、市は回答しないことができることとします。

10. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、次のとおり書類を持参又は郵送・宅配により提出し、参加資格の確認を受けることとします。

① 提出書類（共同提案の場合は代表構成員があわせて提出を行ってください。）：

ア プロポーザル参加申込書

（単独企業の場合：様式第1－1号。複数企業の場合：様式第1－2号）

イ 会社概要（様式第2号。共同提案の場合は構成員ごとに作成）

ウ 「7. 資格要件」(11)の実績を確認できる書類

（契約書や第三者によるニュースリリース等）

エ 誓約書（様式第3号。共同提案の場合は構成員ごとに作成）

② 提出部数： 1部

③ 提出場所： 大和市市民経済・にぎわい創出部つながり推進課地域コミュニティ係

④ 提出期限： 令和7年5月23日（金）必着（ただし、土日祝日を除く9時から17時まで）

※ なお、提出後に内容の変更が生じた場合は、プロポーザル参加申込書記載事項変更届け出書（様式第1－3号）を速やかに市に提出すること。

(2) 資格審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和7年5月30日（金）17時までに、参加資格確認結果通知書（様式第4号）で参加希望者にメール及び文書の発送により通知します。

参加希望者はこの決定について、通知日の翌日から起算して3開庁日以内に、市に説明を求めることができます。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届出書（様式第5号）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、技術提案書提出締切日の17時までにつながり推進課まで持参又は郵送・宅配により提出してください。

1 1. 技術提案について

(1) 技術提案書等の作成

参加者は「大和市コミュニティセンター10会館LED照明設備等賃貸借業務説明書」及び「8. 提供資料」等に基づき、次のとおり技術提案書等を作成し、提出してください。なお、本事業は国の交付金を活用した事業であるため、交付金の要綱等における交付対象要件等を考慮した提案としてください。

① 技術提案書等の構成

名称	様式	記載内容・方法
実施施設一覧	様式6-1号	施設ごとの見積額、省エネ量や料金等を試算してください。
技術提案書	任意様式	記載する順番及び記載内容は、下記「②提案内容」のとおりとしてください。
見積書	任意様式	技術提案書の内容を実施するための費用について、「3. 提案上限額」の限度内で作成してください。内訳として、「3. (1)リース料（補助金控除前）」、「3. (2)補助金の交付額」、「3. (3)リース料（補助金控除後）」を明記してください。なお、消費税等を含む金額を明記することとしますが、消費税等を含まない金額と消費税等の金額も明記してください。

② 提案内容

No	提案事項	記載内容・方法等
1	LED化の対象とする箇所の考え方	全灯交換を前提としますが、事業実施にあたり、効果の低い点灯時間の短い箇所や、すでにLED化されている箇所をどう扱うか等の考え方をお示しください。
2	使用するLED機器と本数	想定される使用機器と本数を、お示しください。様式第6-1号にご入力いただいた本数と一致するようにしてください。
3	照度を確保する方法	LED化により各施設の各部屋の明るさはどのように変わるか、などを照明計算や分布図等によりお示しください。
4	電力使用量年間削減量	様式第6-1号にご入力いただいた電力使用量年間削減量について、その計算方法をお示しください。 各施設の年間照明時間は、年308日、一日12時間とします。
5	見積額（補助金の対象経費と対象外経費）	様式第6-1号にご入力いただいた見積額について、補助金の対象経費と対象外経費の別をお示しください。
6	リース料金（補助金控除前と補助金控除後）	各施設の年度ごとの支払額とリース期間中の総額を、補助金控除前と補助金控除後について、お示し下さい。様式第6-1号にご入力いただいた額と一致するようにしてください。なお、リース期間は60か月（5年）としてください。

7	市一般財源 15 年間支出総額	様式第 6 - 1 号で自動計算された額について、「6. リース料金（補助金控除後）」と「4. 電力使用量年間削減量」に基づき、単価40円/kWhで計算した電気料金削減額も併せて示し、市の一般財源の削減効果を分かりやすくお示してください。
8	本事業と類似する事業の実績	官民問わず、本事業と類似する事業の実績について、実施規模、作業内容、契約先等をお示してください。
9	実施体制	設置作業期間中及びリース期間中の体制、役割分担、担当者、担当者の保有する資格などをお示してください。また、企業としてのカーボンニュートラルやSDGsに関する取組や理念についても、併せてご記載ください。
10	機器や部材の調達方法	入荷不能等、機器や部材の調達による工期遅れが生じないように取る体制やこれまでに実施した工夫等をお示してください。
11	アスベスト対策	作業箇所はアスベストの含有があるという前提で、調査及び体制の準備をしてください。アスベスト調査・作業費用については、補助対象外経費として見積額に含むとともに、その内容をお示してください。
12	不具合が発生した場合の対応方法	リース期間中、機器の不具合が発生した場合の対応方法について、現地確認までの時間や故障の際のサポート体制などをお示してください。
13	作業スケジュール	原則、大和市コミュニティセンター休館日である月曜日のみ実施できるものとして、お示してください。なお、やむを得ず月曜日のみで対応できない場合は、その限りではありません。
14	リース期間開始時期	設置作業を完了した翌年度 4 月から（作業完了からリース期間開始までは、設備を無償提供する）としてお示してください。
15	市内事業者活用の考え方	設置作業期間中及びリース期間中、どのような場面で、どのような市内事業者と連携するか、何社程度と連携するか、などをお示してください。
16	独自提案	省エネ量を増やすための工夫など、本事業にあたって独自のアイデアがありましたらお示してください。

(2) 技術提案書等の提出

技術提案書等は、様式第6号「技術提案書の提出について」を添付し、次のとおり、持参又は郵送・宅配により提出してください。

- ① 製本： A4縦のフラットファイルにすべて綴じ、「11. (1)①技術提案書等の構成」の名称及び「11. (1)②提案内容」のNoごとにインデックスを付してください。なお、A3横の資料は、片袖折にしてください。
- ② 提出部数： 正本（フラットファイルの表紙に「正本」と記載する） 1部
副本（フラットファイルの表紙に「副本」と記載する） 10部
- ③ 提出先： 大和市民経済・にぎわい創出部つながり推進課地域コミュニティ係
- ④ 提出期限： 令和7年6月9日（月）必着（ただし、土日祝日を除く9時から17時まで）

(3) 技術提案書等に対する質問

技術提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに市に回答するものとします。

(4) プレゼンテーションの実施

各参加者が提出した技術提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

- ① 日時： 令和7年6月下旬（予定） ※詳細は、参加者に別途連絡します。
- ② 場所： 大和市役所
- ③ 時間： 準備5分、説明20分、質問10分（予定）

※ プレゼンテーションは、市に提出した技術提案書等を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めません（スクリーン等に投影して説明する場合を含みます）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えありません。

※ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意することとします。ただし、プロジェクタとスクリーン、HDMI ケーブルは、市が用意します。

※ プレゼンテーションの出席者は6名以内とします。

※ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音できることとします。

1 2. 技術提案書等の審査

(1) 技術提案書等の審査方法

提出された技術提案書等は、評価委員会において、厳正かつ公平に審査を行います。なお、評価委員会は非公開とします。

(2) 技術提案書等の評価基準

技術提案書等及びプレゼンテーションを基に、評価を点数化し、審査します。評価委員会委員 1 人につき 100 点満点で採点を行うものとし、評価内訳と配点は次のとおりとします。

評価項目	評価の視点	評価対象 の提案 No	配点
LED 化の実施内容	どの様な LED 化が実施されるのか、その結果、照度などがどのように変わるか。	1、2、3	10
電力使用量削減効果	どの程度電力使用量（＝CO2 排出量及び電力費）が削減できるか。	4	20
事業経費	LED の法定耐用年数である 15 年間で、市の支出を総額どの程度削減できるか。	5、6、7	20
実施体制	設置作業とリース期間中の保守について、しっかりとした体制ができているか。	8、9、10、 11、12	10
作業とリースの スケジュール	作業のスケジュールは無理なく施設への影響は最小限度となっているか。また作業完了やリース開始の時期は、補助金や市予算に沿ったスケジュールとなっているか	13、14	15
市内事業者の活用	作業と保守管理において、市内事業者をどの程度活用できるか。	15	15
事業の充実度 (工夫や配慮)	充実した事業内容となっているか。	16 プレゼン	10
計			100

※ 評価委員全員の評点の合計が上位 1 位となった者を「最優秀提案者」、上位 2 位となった者を「次点提案者」として選定します。ただし、評点の合計が満点の 6 割（以下「最低基準点」という。）に満たない場合は、「最優秀提案者」または「次点提案者」として選定しません。

※ 上位 1 位または 2 位の者が複数いる場合は、「電力使用量削減効果」の評価点数が上位の者を優先して選定します。

1 3. 評価結果の通知

市は評価の結果について、7月中旬までに、技術提案評価結果通知書（様式第7号）で参加者に通知します。通知の際はあわせて次の内容を通知します。なお、参加者は評価結果に対して通知の翌日から5開庁日以内に市に説明を求めることができますが、本プロポーザルによって選定した候補者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではありません。

- (1) 通知する参加者の順位と総合点数及び各評価項目の点数
- (2) 最優秀提案者の名称と総合点数
- (3) 全参加者の匿名の総合点数及び各評価項目の点数

1 4. 契約締結に向けた交渉

(1) 協定の締結

市は最優秀提案者と、契約締結に向けた交渉等に関して、協定書を締結します。協定書は、市が用意したものを使用します。なお、協定の締結後から契約確定日まで、交渉等にかかる費用は最優秀提案者が負担するものとします。

(2) 仕様等の協議

市は、最優秀提案者の選定をもって最優秀提案者の技術提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。賃貸借契約の締結に向けては、最優秀提案者と協議を行い、本業務の目的達成のために必要な範囲において、提案の内容に追加、または変更・削除を行い、仕様を確定します。提案の内容を精査するために必要な場合は、現地調査を実施することができます。詳細な日程については、評価結果の通知後、市と最優秀提案者で協議します。

(3) 契約金額について

賃貸借契約の契約金額は、原則として市に提出した見積書に記載されたリース料(補助金控除後)額を超えないこととします。ただし、交渉時に技術提案書等に記載された項目に追加があった場合はこの限りではありません。

(4) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用します。

15. 日程及び提出書類等

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとします。なお、スケジュールは市により変更できるものとし、変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表します。

事務等の名称	日程・締切	提出書類等		
公募開始	令和7年4月11日(金)	—	—	
質問受付	令和7年5月14日(水) 17時まで	(別紙)質問票	参加希望者⇒市	
質問回答	令和7年5月21日(水) 17時まで	(HP で公開)	市 ⇒参加希望者	
参加申込	令和7年5月23日(金) 17時まで(必着)	様式第1-1号ないし様式第1-2号、様式第2号、様式第3号	参加申込者 ⇒市	
参加資格結果の通知	令和7年5月30日(金) 17時まで	様式第4号	市 ⇒参加申込者	
参加辞退	令和7年6月9日(月) 17時まで(必着)	様式第5号	参加申込者 ⇒市	
技術提案書等の提出	令和7年6月9日(月) 17時まで(必着)	様式第6号 様式第6-1号 技術提案書 見積書	製本して 正本1部 副本10部	参加者⇒市
プレゼンテーション	令和7年6月下旬 予定	—		
評価結果等の通知	令和7年7月中旬 予定	様式第7号	市⇒参加者	
最優秀提案者との協定締結	令和7年7月下旬 予定	(協定書)		
最優秀提案者との仕様等の協議（現地調査等含む）	協定締結後から 令和7年9月中旬 予定	—	—	
補助金交付申請	令和7年9月下旬 予定	(補助金交付申請書)	契約者⇒市	
契約締結日	令和7年9月下旬 予定	(賃貸借契約書)	—	
LED 設置完了（市の完了検査を含む）	令和8年2月末	—	—	
補助金実績報告	令和8年3月上旬 予定	(補助金実績報告書)	契約者⇒市	
補助金交付	令和8年3月下旬 予定	—	市⇒契約者	

※ 最優秀提案者との交渉が成立した場合は、市は速やかに次点候補者にその旨及び次点候補者との交渉を行わないことを通知する。

16. 情報の公表等について

選定の過程や評価結果については、市は選定後において積極的に公表することとし、各参加者の名称及び評価結果を公表できるものとします。また、大和市情報公開条例に定める行政文書の公開請求があった場合においても同様に公開できるものとします。

ただし、個人情報及び法人等に関する情報で、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについては、これらの限りではありません。

17. その他

(1) 参加申込者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。

① 提出書類の提出期限を過ぎた場合

※ 持参して提出する場合、当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り受け付けます。

※ 郵送・宅配による提出の場合、郵便局又は宅配業者の都合により提出期限を過ぎたものは、受け付けません。

② 本要領に定める事項に違反した場合

③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

④ 本要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 技術提案に要する費用はすべて参加者の負担とします。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く）、参加申込者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとします。

(4) 事業実施者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能ですが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととします。

(5) 提出された技術提案書等は返却せず、市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合があります。

(6) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとします。

(7) プロポーザルの過程に重大な問題があり、続行又は候補者等を決定することが不適当と認められたときは、市は、その進捗に関わらずプロポーザルを中止することができるものとし、当該中止による参加者の損害については責めを負わないものとします。

18. 問合せ先

大和市役所市民経済・にぎわい創出部つながり推進課地域コミュニティ係 今井・横田

電 話： 046-260-5162

F A X： 046-260-5138

e-mail： sk_tsuna@city.yamato.lg.jp